

「新型コロナウイルス感染症」対応

2月27日、新型コロナウイルス感染症対策として、安倍首相による突然の全国一斉の臨時休業要請が行われ、岩手の県立学校は3月2日から臨時休業が行われました。

高教組は教職員のサービスのとりあつかいや非常勤教職員の解雇・賃金不払い等のないように県教委との協議を行ってきました。

3月24日、文科省が「学校再開ガイドライン」を示し、それをうけ3月25日に県教委は「令和2年度における教育活動等の再開について」を各学校に発出し、岩手では4月から学校が再開されました。

高教組は、通学時の配慮事項や寄宿舍での保健管理、医療的ケア対象児・基礎疾患のある児童生徒への対応、マスクや消毒液の確保等について県教委と協議を継続し、学校現場への十分な対応をするよう求めています。

4月7日には改正特別措置法にもとづき「緊急事態宣言」が7都府県を対象に発令され、16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。

例年とは違った学校行事や授業体制であり、高体連や高野連等からも大会の中止が発表され、収束の見通せない感染症の前に多くの学校が苦悩しています。

引き続き感染拡大防止にむけ、安心・安全、ゆたかな学びを守るために全力でとりくんでいきます。

<これまでのとりくみ>

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる休暇 「特別休暇」新設（F A X速報No.1 3月6日）

休暇の要件等	休暇の区分	期間等
①職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	病気休暇	3月の範囲内
②職員または親族に発熱等の症状が見られ、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	特別休暇 (勤務時間等規則第12条第25号)	必要と認められる期間 ※発症が確認されても当面は特別休暇扱い
③小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
④ 上記以外	年次休暇	残日数の範囲内

- ・非常勤教職員の勤務継続認めさせる（F A X速報No.3 3月11日）

高教組行事について

新型コロナウイルス感染症対策のため、高教組行事については当面、集まりを持たず、定期大会、専門部総会等については、書面での議決を検討しています。詳細が決まりましたら、お知らせします。

例年3月末に開催している「第1回支部・分会代表者会議」は今年度とりやめています。分会運営等で説明が必要な場合は分会訪問を行いますので、高教組本部まで連絡ください。